

平成24年 第11回 教育委員会定例会議事録

招集日時 平成24年10月30日(火曜日) 午前10時開会/午後12時5分閉会
招集場所 加賀市中央図書館2階 視聴覚室
出席委員 石橋雅之、上田政憲、小林圭子、酒谷百合子、旭直樹
会議列席者 掛山事務局長、宮本次長兼学校指導課長、中矢次長兼九谷焼美術館副館長、梶谷教育庶務課長、西出生涯学習課長、谷口スポーツ課長、田嶋文化課長、寺田図書館長、米屋課長補佐

石橋委員長 平成24年第11回教育委員会定例会開会宣言
挨拶
それでは議案第31号について事務局よりご説明をお願いします。

■ 議案第31号 異議申し立てに対する情報公開審査会に対する諮問について
宮本次長 資料に基づき説明

石橋委員長 各委員さんから何かご質問がありましたらお願いします。
上田委員 質問よろしいですか。平成元年というと24年前ですが、今頃になってというのがあるのですが。
宮本次長 これはお話があっち行ったりこっち行ったり脈略がないので本意がわかりにくいのですが、自分がその当時は生活支援センターに出向いて最終的に入ったのは覚えているけども、そういうつもりはなかったと私たちにおっしゃるんです。24年前の話をどれだけ話されても書類がなく聞くしかないの、書類上はこう書いてもらうしかない。24年前も教育委員会において、その当時の教育長さんともお話されたご本人はおっしゃっておられますが、そんな記録はどこにもありませんので私たちにもわかりません。それに対して誠実に答えなかったとおっしゃっているわけです。何で今頃になってというのがあると思うんですけども、今思い出されたのかその辺はわかりません。経過のところを見ますと、きちんと整理したいとおっしゃっていました。ただ、行政の仕事ですので、基本的にその当時の公式書類はないです。当時の教育長さんや次長がメモ程度の聞き取りがあったのかそこはわかりませんが、それは公式文書でございませんので、当然決裁もないですし、当然24年も前のことですから始末されたのだと思いますが、あったかどうかは私もわかりません。教育委員会として公式に残しておくべきものはないし、24年が経っているの公式文書があったとしても期限が切れていますので廃棄しなければいけない対象だったと思います。説明しにくいお話ですが、一市民の方からこういう申し出があったことについては誠実に職務として執行しなければならないと思ひましてこちらに入れさせていただきました。

酒谷委員 この方の目的がわからないのですが、どうしろとおっしゃっているのですか。

宮本次長 目的は私もわからないのですが、要はこちらが悪かったと言いたいのだろうと思うのですが。

酒谷委員 県と個人との、と書いてありますでしょ。

宮本次長 県には県でお話されているのではないかと思います。

酒谷委員 24年前でしたら、お子さんは随分大きくなってらっしゃると思うんですけど、今そのお子さんは。

旭教育長 私もわかりませんが、どれだけ誠実にお答えしても頭から理解されていない。だってこれはご本人からの請求ではないですね。計算するとご本人は35～36歳になっています。親として、あのとき生活指導センターに行ったのは根本的に納得できないということです。今も宮本次長が言われたように、当時保護者の了解と県の了解があれば入れる。じゃあなぜお父さんに言わなかったのか。保護者というのは母親もいるわけです。母親の了解の下に入っている。また母親がかわっていますから、35歳のお子さんの母親と父親は今縁が切れているが、親としてあのときの経緯はどうだったのか請求されている。親の了解もなしにそういう施設に入れたのだから、教育委員会としては不当な指導ではなかったのか。本人から請求があるならわかるのですが、親である自分と教育委員会が和解しなければならぬ、和解金ということを経験している。宮本次長が延々3時間お話をされました。それ1回だけではなく何回もお話しました。教育委員会でいくら言っても埒が明かないので総務課へ行く。総務課へ行ってもだめなので今度は総務課と教育委員会が一緒になってお話をしました。そうするとお子さんまで連れてきました。そのお子さんは、お母さんの違うお子さんです。中々話をしても理屈が通らないので、こういうかたちに持っていかなければならないというのが現状であります。ないものは本当はないので説明のしようがないのですが、それでも何とかしろと言われます。だけど、こういうかたちでもっていてもおそらく続くと思います。いろんなかたちで教育委員会に電話、その他で足を運ばれるのではないのでしょうか。一回一回誠実に対応するんですけども、わかっただけなのが現状です。めちゃくちゃ暴れたりすることはないんですけども、我々職員も仕事をしないといけないので、この件はお話しましたからと言いますと激昂されるので誰かが対応しないとイケない。

上田委員 もう一つよろしいですか。先ほどの次長さんの説明では児童相談所が最終的に関わっているということですが、そちらに攻撃が向くということはないのですか。

宮本次長 県の方ではもちろんそちらに紹介すると、本人がおっしゃっていました。両方とも行っているんです。児童相談所ではなくて県へ行っています。

酒谷委員 では県はどのような対応をしているんですか。

宮本次長 聞いてはいませんけども同じだと思います。加賀市では作りえないものですが、普通の理屈でいうと県の場合は書類があると思います。でも24年も経っているので保存期間が当然切れていると思います。

小林委員 保存期間が限られているものに対して、異議申し立ては成立するのですか。

宮本次長 これは総務課の方が成立するとおっしゃっています。

掛山局長 資料 10 ページをご覧ください。どんなかたちであれ行政庁が下した処分について不服があれば法律上、審査請求ないし異議申し立てはできません。私どもが書類は不存在ですとどれだけ説明しても、審査請求された方があるはずだとおっしゃいますからこういう手続きになっていくんです。これを窓口で断ることはできないんです。手続き上、制度として審査請求までできるという法律がありますので、それに則って処理をしていかなければならない。途中でご本人さんが取り下げる意思表示をされない限り、審査会を開催し、審査会で答申書を出していただく。そのときには主管課も原告も陳述とか資料を出せますので、それを審査会で精査して答申する。私どもが諮問したことに対して答申をいただく。それが決定になっていくんですけども、法律の制度としてさらにその答えに対してもう一回審査請求ができるんです。県も情報公開請求をしているのかわかりませんが、情報公開請求をされていれば同じような手続きで処理されていると思います。

宮本次長 県のことについて今お話されましたけども、私自身は県のことについて聞いておりませんが、教えてもらえるかわかりませんが、保存期間についてもわかりません。

掛山局長 こういったケースは永久保存になっているのか、10 年なのか 5 年なのかというのは県の条例によって定められています。

旭教育長 冷静にもの考えて、親としての務め、義務を果たさずに今になって親権を振りかざすのは、私は人の道としておかしいと思う。だけどこの方に、今頃になってどうして親としての務めのことを言われるのですかと、本人から請求があるのであればまだしも、本人すら知らないことで本人の了解も得ずに親としての務めのみを要求してきているわけですね。これはどう考えても理不尽であって、そして親である自分との和解が必要であると、その辺が我々としてはどうも納得できない。そのところを紐解いて話をしても中々わかっていただけないので、こういうかたちになっている。別に喧嘩するつもりも何もないんですけども、法律を紐解いても市の教育委員会としてそのときの経緯を残さなければならない書類もなければ、その当時の当事者、校長やその他に話して思い出して聞いてくださいということが出来るかもしれませんが、それは事後法でやってはいけないことですので、この要求のみで引っぱり出す。裁判で訴訟になっていけば別ですけども、本人以外の親の要求だけですので、私としては掛山局長が言われたように手続きを粛々とやっていくしか方法がないと思います。県もおそらく同じような処理をされていると思います。あとは本人がどこで納得され、自分が歩んできた道を振り返って自分でわからない限りは永遠に続くのではないかと思います。

掛山局長 諮問書について説明をお願いします。

宮本次長 諮問書について説明

石橋委員長 他にございますか。

掛山局長 実は総務課の方では、こういった異議申立書を不受理の手続きをご本人に通知できないかという話もしたんですけども、不受理の理由というのは法的に定められ

ていて、例えば申請期間が過ぎたとかなら不受理にできるけども、この場合は補正もし、処理はされたので受理せざるを得ない。受理したからには審査会に諮問しなければいけないという経緯になっております。これをもって審査会の会長さんに開催してくださいと依頼にあがらなくてはならない。今日議決いただければ、今週中に審査会会長のところへ書類を持ってお願いすることになります。

石橋委員長 私の方から何点か確認させていただきます。まず一つ、これは裁判とかそういった問題ではないのでよくわからないのですけども、こういった申し立てに関わる時効はないのですか。

掛山局長 請求の部分のことをおっしゃっているのか、どの部分の時効でしょうか。

石橋委員長 事案が起きた段階での、いわゆる 24 年前のことを今頃になって請求されることに関しての時効ですね。

掛山局長 公文書として残っているだろうと思われることに対して情報公開請求することについては、ご本人さん、請求される方の意志ですから、そういった意味では時効はないです。

石橋委員長 次に、先ほど次長からお話がありました、こういった公文書等の保管義務、期間というのは市と県によって違うのであれば、加賀市においては何年なのか、県においては何年なのか把握しておられるのですか。

掛山局長 文書規定によりまして今資料は持っておりませんが、通常 3 年・5 年・10 年・永久というような文書保存規定がございます。例えば学校の施設台帳があるんですけども、こういったものは永久保存と法律上で義務付けられております。人事に関わるものは元来保存期限が長いものが通常です。これは県も市も国においても大体同じような保存期限で、それに基づいておりてきますから県に右に倣えという部分があります。また、各文書の保存期限については、また資料が必要でしたらお示しします。

石橋委員長 次ですね、この案件のような市民からの申し立てであるとか、あるいは様々な教育長、教育委員会に対する苦情などが電話、あるいは郵便、あるいはご本人が直接いらっしゃる、様々な方法で年間に何度かあると私は思っております。その際にどう対応をしたか、あるいは議事録を教育委員会としてそういったものを作成しないのですか。

掛山局長 クレームの内容にもよります。例えば、こういう正規の手続きをとって処理するものは情報公開の関係で、文書の保存年限に従ってちゃんと保存されていきます。ちょっとした学校の問題で庶務課にクレームが入ることがありますけども、その場で対応できるものは記録として残りません。処理簿が特にあるわけでもございませんので、例えばある事案について学校指導課の場合、いじめの関係等は処理簿として残っていきますけども内容によります。クレームの度合いですね。ただ、いじめとか学校で起きる暴力については記録として残っていきます。それは学校指導課の方できちっと適正に処理されております。あとはクレームの内容にもよるんですけども、委員長さんのご質問はいじめとか暴力の部分を中心にしておっしゃっているんですね。

石橋委員長 先般来、いろんな話が出ております教育委員会のレイマン・コントロールを大原則にお聞きしますと、当然我々は教育問題の、あるいはそういう教育実務の専門家ではありません。逆に民間では民間なりのどうあるかというところを基本ベースにして、この教育委員会の諸問題に対してある程度の意見を出して決定していくことがこの教育委員会の本旨だろうと私は認識しております。そういう意味から申し上げますと、いわゆる民間企業においては、もちろん自分達がしている商売において様々なクレームが発生します。それに関してよほど軽易なもの以外は、大概そのクレームの内容を記述し、それに対してどう対応策をとったのかという記録を残していきます。それは次回以降同じような問題を起こさないための資料として残していきます。そういう意味で本案件では、この方が教育委員会にいらっしやったのは多分一回だけではないのだろうと私は思います。そのことを考えますと、この案件のような場合、この方に対してどういうふうに誰が対応し、どのような話をし、時間は何時から何時までなどを含め、この問題に関しては記録があって然るべきだと感じたわけです。これは先ほどの異議申立書に関してもですね、行政情報非公開決定通知書というのがありますね。加賀市教育委員会を被告として提訴することができますと書いてありますが、この提訴は裁判沙汰まで想定された書き方だと思ったのですが、その場合に全てのやりとりの記録が残っていないと、ある意味教育委員会にとって不利なのではないかと認識しますのでこの質問をさせていただきます。

掛山局長 メモは公文書か否かという議論も出てくるんですけども、判例ではメモも公文書としてという部分がございます。内容にもよるかと思いますが、これは中々難しい話で当時の24年前の職員が、ご本人さんが尋ねて来られたときにどういう手続きや処理をされたのか、何かメモしたものがあつたのかもしれませんが、それが実際には存在していない。いずれにしても存在していないということになれば非公開決定にせざるを得ないということです。今後の処置については、委員長さんがおっしゃる部分についても私ども職員は些細な事案についてもどれだけきちっと処理していくか、教育委員会事務局として少し心掛ける必要があると思います。通常的一般事務は、教育長さんに教育委員会として事務委任されている部分がありますので、どこまで教育委員会に諮るかは教育委員会として認識していただかないといけない場合も出てくるかもしれません。通常一般の安易などという失礼ですが、クレームの度合いによってその判断については、教育長さんに事務委任をされていると私たちは思っています。ただ、その処理においてどれだけ記録を残さなければいけない事案だという判断については、教育委員会事務局にお任せ願うしかないと考えております。

石橋委員長 意味が違います。全ての事案をこの委員会に諮るという意味ではなくてですね、教育委員会内部としての様々な事案の記録保管はどの程度されるのかというのが今後も出てくる話だと思うんです。変な話になりますが、まずは小さな事件が大体30件起こると重大な事件の一つに繋がるというのが一般企業のトラブルの基本だと思っております。そういった意味では、小さなクレームに対しての職員

の対応の仕方であるとか、あるいは事務処理の小さな判断ミスの積み重ねがひよっとすると大きな問題に繋がる可能性があると思いますので、そういった意味では特に今回の話に関しては、24年前の話はどうしようもないと思いますが、今年言ってきたことに関しては記録を残しておかないと、将来のいろんな問題に対しての資料にもなるだろうし、後々訴訟が起きた場合に、自分達がどういうふうに対応したか証明にもなるものです。一度きりで帰られた方ならそれでいいのですが、複数回にわたっていらっしゃる方に関してはいつ誰が対応したのか、どのようなやりとりをし、場合によっては録音することも私は必要なのではないかと思います。昨今のご時世ですから、民事に関しては特に録音されたものは証拠として採用されますので、それも一つの方法だと認識します。そういう意味では、本案件がこの先どうなるかわかりませんが、事務局内としてこれに対する対応の仕方をまとめておかないといけないのではないかと思います。

掛山局長 今委員長さんのご指摘のとおり、そういった部分について処理方法等を少し事務局内で統一を図っていきたいと思います。

酒谷委員 お聞きしてもいいですか。石川県と保護者の同意のみで入所可能な施設であるため、その経緯がわかる書類が加賀市には当然ありませんよね。県と保護者でやりとりをして決定した場合に、市に報告はあるのですか。

宮本次長 報告があるのかどうかはわかりません。

酒谷委員 もしその報告がなければ市ではわかりませんよね。

宮本次長 入ったということはまた手続きが違うんですけども、教育委員会というのは在籍の仕事の立場なんですね。ですから結局決定するのは保護者と県、児童相談所での権限で入るといことなんですけども、そこに入るというのは転出・転入することになるんですね。転出・転入手続きの仕事は教育委員会がするわけです。そうすると、転入先が決まった学校からこちらにそれまでの記録を送ってほしいなどその他照会があるわけです。それで正式にわかるわけです。

旭教育長 一つだけよろしいですか。確かに学校は閉鎖的と言われるかもしれませんが、通常感覚では20年年期法というのがあるんです。日本古来の鎌倉から続くものですけど、指導要録も保存は20年なんです。この場合は24年ですから、聞かれても世に出してはいけないんですよ。本人から請求があった場合は本人のものですから出しますけども、それでも20年過ぎていたら出す必要はないんです。この場合、いくら親といえどもましては本人以外ですよ。いろんな災害で無くなったところは知りませんが、学校は無下に捨ててはいけないので、ずっと明治以降からあるような学校では指導要録を一応全部とってあります。素晴らしいノーベル賞をとるような人が出た場合、成績はどうでしたかと聞かれるかもしれない。先日、教育テレビで札幌農学校の内村鑑三、新渡戸稲造の特集をやっていて札幌農学校のときの成績はどうでしたかとテレビで出ていました。それはおそろく遺族の了解の下に指導要録が残っているので出すわけです。そのような感覚でおりますから、ましてや24年前、本人でもない保護者からあのときはどうであったか、指導要録ですらそうなのに、学校は毎日毎日喧嘩があった、いじめがあ

ったと対応するだけですから、民間の石橋委員長さんの意見もよくわかるのですが、全部メモをとることは難しい。だから日記のようにして今日はこんなことがあったなど放課後に全部記録はとります。ただ教育委員会としては、特に大津のいじめ事件以降、電話や保護者や問題は多くなっております。ただ一回紐解いてお話しされると大体わかっていただける。聞いてあげるということが大事ですから、これは真摯に誠実に聞くという姿勢はとらないといけない。ただ、メモを一つ一つとるかと言われたらそれはとりません。今石橋委員長が言われたように、何回も来るような保護者についてはとっておかないといけない。おそらく事務局も肝に銘じてやるとは思いますけども。

宮本次長 今回は補正の段階からボイスレコーダーで記録しております。というのは、あの方はおっしゃったことを、そんなこと言っていないとおっしゃることがわかったので、これはとっておかないといけないと思いました。

旭教育長 この方は夏休みに突然来られました。それまで一切来ていません。突然来られて以後何度も来ています。なぜ突然来たのかその背景はわかりません。

宮本次長 もちろんご本人の同意の上でボイスレコーダーを録っています。

掛山局長 ご本人さんもボイスレコーダーで録っておられます。

石橋委員長 他に何かご質問ございますか。ないようであれば議案第 31 号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員 全員挙手

石橋委員長 全員賛成をもちまして本案件は承認されましたので、宜しく申し上げます。審議事項はこれ 1 件で終了しましたので、報告案件にまいりたいと思います。報告第 23 号について、説明をお願いします。

■ 報告第 23 号 教育委員会委員の任命について

梶谷課長 資料に基づき説明

石橋委員長 次回の教育委員会から畑中さんがいらっしゃるのですか。

梶谷課長 11 月 22 日から任期は 4 年間ということでございます。21 日までは小林さんです。

掛山局長 臨時会の予定もあるのですが、小林委員さんにご挨拶をお願いしたいと思っております。

小林委員 挨拶

石橋委員長 それでは、報告第 24 号について梶谷課長、説明をお願いします。

■ 報告第 24 号 平成 24 年第 6 回加賀市議会定例会（12 月）会期予定について

梶谷課長 資料に基づき説明

石橋委員長 報告第 25 号については長引きそうですので、報告案件の最後に回したいと

思います。報告第 26 号について説明をお願いします。

■ 報告第 26 号 加賀市教育委員会ホームページの開設について
掛山局長 資料に基づき説明

石橋委員長 このホームページの更新に関しては、各課の責任で随時更新していくんでしょうか。

掛山局長 この更新は一箇所ではできない状態ですので、全て情報は庶務課で収集します。内容も事前にチェックしたいと思いますので、庶務課に集まった時点で調整をして入力していきたいと思います。

梶谷課長 各課で原稿を作っていて、データをもらって最終的に庶務課ですというかたちです。

石橋委員長 わかりました。他にないようであれば、報告第 27 号について説明をお願いします。

■ 報告第 27 号 加賀市 PTA 連合会要望書への回答について
梶谷課長 資料に基づき説明

旭教育長 先日、北口 PTA 会長さんと笠川さんが見えられまして、要望書を提出していかれました。いろいろとお話をしておりましたけども、2 つ印象に残っていることがございます。要望書は毎年出されるもので、こちらとしては真摯に、丁寧にお答えしますけども、お話を聞きますと大津の事件以来いじめ問題が非常にクローズアップされているんですが、母親同士の話では加賀市の学校の対応については非常に安心しているというお言葉をいただきました。どうしてか聞くと、学校で何かあるとすぐに先生方が一つになってそれについて丁寧にクラスで会議をする。特にいじめ問題については学校をあげてチームで動いている。それは山代小学校や大きな学校でいろんな問題、いろんな家庭があるんですけども、現場ではそのような対応をしているんですよと、じゃあ山代だけかと聞くと他の地域でもあるということです。油断をしてはいけないのですが、それが一点。これからも校長会、教頭会を通して石橋委員長さんが言われたように些細なことでもできることは丁寧に対応していかないといけないということは訴えていきます。二つ目は、小中高の加賀市の教育のあり方について。これはずっと加賀市の土壤に染み付いたものだと思いますが、これからもちょっと危惧しているのは、加賀市内に定時制高校も含め 4 つの県立高校があります。特別支援学校は抜かしますけれども、掛山局長を中心にして、これからの加賀市の教育はいかにあるかを教育委員会で勉強会をしていかないとはいけません。データをとっていくと、例えば 200 人卒業生がいると 110~120 人が地元の高校に入学しますが、45%以上は市外に出ています。この傾向は止まらない。実高はどうも安定していますが、

母親委員も言っていましたけども加賀高校や大聖寺高校は交通アクセスの問題もあったと思います。どうせ行くなら加賀温泉駅まで送って行ってと、どんどん市外へ出て行く。地産地消という言葉がありますが、地産地育をしないといけない。人材育成をしていかなかったら加賀市の子を加賀市で教える学校の先生がいなくなるという、これから 10 年先のことを考えると非常に心配なんです。ところが加賀市の学校なんか、という風評被害が止まらない。これはびっくりしました。小中を見るのは我々教育委員会ですけども、小中高を地産地育という発想でどう育てていくか。別に地元へ無理やりというつもりはないのですが、そうなってくると高校ともっと連携してやっけないと、結局加賀市の人材が枯渇していくというか、何のために一生懸命小中で育てたのか、その辺の問題が出てきますので、今後もまた勉強会をしていきたいと思います。加賀市のこれからの教育がいかに重要かということも PTA 会長さんや事務局とも話しているのですが、また PTA との会合を教育委員会としてもってもいいのではないかという感想ですね。

石橋委員長 他に質問ありませんか。私から一つ。回答した際に、この回答内容というのは加賀市 PTA 連合会すべての保護者にこの回答内容がいくのですか。それとも役員だけで止まるのですか。

梶谷課長 回答については事務局として会長に渡しているんですけども、全員ということではないと思います。やはり役員レベルで終わるのではないかと考えております。要望自体の決定も役員の中で話しますし、やはり会長と事務局が中心にやっておりますのでそういうかたちになると思います。

石橋委員長 わかりました。

旭教育長 こういうことはどんどん周知していったほうがいいので、一人一人の保護者にいきわたるように、反対にこちらから PTA 会長さんに何らかの総会の際にでもお知らせください。我々は教育振興基本計画を作りました。それをホームページにも載せます。どんどん見ていただいて現実をしっかりと見てくださいと、ともに現実を直視することから教育問題等、雰囲気だけでいかないように、ぜひこのような回答についても、せつかく回答しているわけですから伝えていただきたいと思います。

石橋委員長 せつかくホームページ作るのですから載せてはどうですか。

掛山局長 こちらの回答は庁内だけかまた確認します。要望を出された方にも確認しないとイケませんので、載せられるのであれば載せさせていただきます。

石橋委員長 当然ホームページができたことを全保護者に伝えるようにしてくださいね。

掛山局長 はい。

石橋委員長 それでは報告 27 号はこれで終了します。先ほど後回しにしました報告第 25 号について宮本次長、説明をお願いします。

■ 報告第 25 号 損害賠償請求事件（平成 22 年(ワ)第 7 号）について
宮本次長 資料に基づき説明

石橋委員長 事前に資料を送っていただきましたし、経緯につきまして何かご質問等ございますか。11月9日に判決が下されることとなります。私は先ほど局長、宮本次長に資料をそろえてしばらく教育委員さんに預けてくれと申し上げたのは、判決が出れば当然教育委員の皆さん方はマスコミに何かと聞かれるであろうと想定しました。把握しておかないと、何も知らないままにそういうことがあることだけ知っている、状況と背景を知っていて答えるのでは意味が違いますので、私の思いとしては少なくとも11月9日以降、それをさらに上告をするかの判断が2週間だと思えますから、その間くらいは持つておく必要があるのではないかと思います。当然この判決を受けて、その後の対応をどうするのか、臨時教育委員会が開かれると思えます。そのことも含めて資料は手元においておくべきだと認識しましてお願いをしました。万が一にもそれがコピーとして外に漏れることが絶対ないように管理していただきたいし、自分自身が把握をし、適切な回答ができるための資料として渡してあるだけです。そのことをお忘れなくきちっと管理していただきたい。この件につきまして何かわからない点とかございますか。

小林委員 全部に目を通せなかったのですが、事件の経緯の一覧表で理解しにくいところがありまして色々お尋ねしたい部分があるのですが、この場で質問してもよろしいですか。

掛山局長 訴訟の資料自体を今持ってきていませんから内容によります。例えばどんなことでしょうか。

小林委員 この被害を受けられたお嬢さんに対して複数の名前があがっていますが、男の子だけですか。

宮本次長 男子は一人、あとは全て女の子です。

小林委員 被害者のお父さんから呼ばれて、最初に一人の保護者の方が謝罪に伺っていますが。

宮本次長 最初は5月7日ですね。

掛山局長 これよりさらに細かいものがあるんです。これでさえも簡単なものなんです。学校での動きやいろんな記録がありますので、これだけでは全てが見えていません。

小林委員 これを読み進めていくうちに、加害者側のお子さんが転校を希望したりという記載があったんですが、加害者側のお子さんもこういう親御さん同士の中で精神的な苦痛や負担は受けてらっしゃるんですか。

掛山局長 子どもさんがですか。

小林委員 はい。加害者とされている側がです。それで転校とかありましたか。

掛山局長 一時、加害者側が別の学校へといったお話がありましたのは、今資料がありませんので私の記憶でお話しますが、原告のご両親と加害者側のご両親の間で相当激しいやりとりがありました。そういった中で、どれだけ謝っても解決しないなら子どもごと、要するに関わりたくなくなったときがあったんでしょうね。そういうことがあったともお聞きしておりますが、それは私

の推測の域です。そういったことを裁判できちっと整理をされているかと思うので、これも提出した資料の中に出ています。

小林委員
掛山局長
旭教育長
石橋委員長
旭教育長

とにかく、どんどんと複雑になってしまったんですね。

そうですね。今ご本人はみどり分校においでますし、他の子たちは動橋小においでます。

この事件につきましては、我々教育委員も実際関わった事務局も、掛山局長は当時庶務課長ですし、それから教育委員さんでは石橋委員さんがおいでたところだったと思います。

なって1月半くらいだったと思います。

これは私の感想ですが、新聞等には出ていましたけども、直接私が教育長になったときにこの問題についてどう対応するか全然わからなかった。そうすると、大体小学校1年から2年にあがってクラス替えをすると落ち着くまでは不安になるものなんです。ちゃんと1年から2年へカルテのようにして、この子はこうですよという引渡しは当然あるんです。ところがそれでもやっぱり環境が変わるから、ましてや低学年の子どもが担任と馴染むかどうかというのが不安なところなんですね。どうも時系列を見ていきますと、4月の段階で当事者と担任の間がどうだったかわかりません。相性が合わなかったのかわかりませんが、そういう不安定な時期があったと同時に年度末から年度初めにおいていろんな家庭内の事情もあって、お母さんも家庭自体も不安定な時期があったようです。それが重なって、どうも子どもがいじめられているんじゃないかということで5月7日の連休明けに初めてお母さんから訴えがあった。担任としてもノーガードだったんだと思います。本当は子どもの深層心理の中に何かあったのを見つけないといけないんですが、見つけれなかったのではないかというのが、もっと細かい資料を見ると読みとれます。5月7日の段階で聞いたから、担任はこれはいかんということで対応していますし、校長にも報告しています。ところが今と違って、よく観察しようと、要するに管理職と担任との間で絶えず報告しあって、本人の様子を観察して何かあったらまた保護者とも相談していこうという一部の対応であって、初動捜査では学校をあげてのチーム対応になっていないんですね。ところが中々好転しないもので、子どもというのはすぐによくなるものではない、特効薬や即効薬があれば楽なのですが、中々うまくいかない、情緒不安定である。保護者にとってみると、学校はあんなに言ったのに誠意がないじゃないかということで1ヶ月が過ぎてしまった。そのうちに段々大きくなって、これは学校全体で対応しないといけないということで全教職員に伝えたのは6月9日です。その間、教育委員会は知らないんですよ。学校現場から何も聞いていない。ところが、そのうちに第三者に相談したりして広がっていった。学校としては、これではとてもだめだということになって6月13日になって初めて教育委員会に校長が相談に来たんです。我々としてもこれはいけないということで対応し出したんです。本人の学校復帰プログ

ラムをしたのですが、中々絡んだ糸をほぐすことはできなかつたみたいです。その判決が11月9日にあるということです。教育委員会としてどんな結果になるのかいろいろとシュミレーションしましたが、やはり判決が出てみないとわかりません。あと教育委員会だけでは処理できないんですね。訴えられている保護者の方が9組おられますが、9組の中でも軽重があるのではないのでしょうか。総合的な判決を聞いて、教育委員会として対応していかなければいけない。

石橋委員長 細かい話で恐縮なんですけど、確認したいことがあります。6月2日にいじめ対応マニュアルを渡すと書いてありますが、誰に渡したのですか。

宮本次長 学校ではいじめ対応マニュアルというのは平成18年に文科省からこういうものを作りましょうと言われているのですが、すでに平成19年にできているんですね。渡した相手ですね、ちょっとお待ちください。

石橋委員長 関係ない人に渡すわけがないので、被害者の保護者にお渡ししたのかと思いますが、どういうふうに渡したのか。学校としてはこういうマニュアルに則してちゃんと対応する努力をしておりますという意味でお渡ししたのか。まさか対応マニュアルを渡しますからこれであなたが対応してくださいという意味で渡してないでしょうね。この一文だけを読んで、それがものすごく心配になったんですが。

掛山局長 これももう少し調べて報告しますけども、今委員長さんが言われたような対応はしておりません。

旭教育長 それは当時の上口次長にもお聞きしましたが、平身低頭、三顧の礼を尽くして家に行っても門前払いであるとか、時系列にもあるように加害者側の保護者が地べたに頭を擦りつけて、これからこんなことのないようにと言っておられるけども、中々こじれたものは元に戻らずこうなったんです。そんな渡すだけで学校復帰プログラムであるとか、いじめ対応マニュアルのこれで行ってくださいということはない。持って行って説明して、そして一緒にやりましょうと復帰プログラムまでやっているわけです。子どもは子ども同士復帰しているんですが、それをまた引き離していつているというか、うまくいかなかったように見受けられます。

上田委員 ちょっとだけよろしいですか。これを読んだときに違和感を感じたのは、5月7日でしょう。2年生になってまだそんなに時間が経ってないですよ。小学校1年のときはよくわかりませんが、いろんないたずらをされたり、いじめに近いことを受けても、1回や2回じゃ母親は来ないと思うんです。1年生のときは何もなかったのですか。

掛山局長 この訴訟に関して個人名の部分だけ、文書で出す議事録は非公開にしてもらえないでしょうか。ここで話せる内容が裁判に影響するとは限りませんが、意見として言う部分はどちらかの側になってしか話せないもので、原告の方が私たちの議事録を読んで大変不快に思われて誤解を招くかもしれません。例えば保育園の話をしようとすると家庭内のお話をしなければい

けなくなります。

石橋委員長
旭教育長

今は話さない方が良いのではないのでしょうか。

これは今訴訟中です。判決が11月9日に下りるわけです。その間、我々教育委員会は訴えられている方です。訴えられているわけですから、訴えられている側の立場で発言しても問題ないと思います。大津の事件以降、アクタスに我々の了承なしに載っておりました。記事を読みましたら、やはり原告側の主張でした。非常に残念です。被告側の弁論は一つも載っていませんでした。東海北陸教育長会へ行ったら、旭さんのところは大変だねと言われました。今訴訟中ですからと終わりましたけども、一方的に教育委員会が悪いような感じで他の教育長さんはおっしゃいました。ここは是は是、非は非で裁判官がどのように判決されるかを待ちたいと思います。色々と斟酌はあると思います。そのためにも12回もやってきたわけですから、我々はもっと勉強しますけども、申し訳ないですが細かいことをここで論議しても判決は決まるわけです。そこで教育委員会として加賀市教育の向上のためにこれを他山の石とせず、どうプラスに持っていけるかという方向で我々教育委員5人は対応していく方がいいと思うんです。確かにいろんな疑問点は読めば読むほど出てきます。それぞれみんな腹にあると思いますけども、それは弁護士さん等にお任せしたので、その結果を受けてどう対応していくか。

掛山局長

委員長、よろしいですか。教育長さんの方から話がありましたように、11月9日の10時に小松支部で判決が出ますけども、それを受けまして9日の午後に臨時委員会を開催していただきたい。その場には弁護士さんも同席をさせていただきたい。こういった訴訟の場合、市長会の保険の対象になります。今回訴えられている加賀市と保護者と一括で判決が出ますので、そうすると今後保護者とのいろんな協議が必要になってきます。そういったことも踏まえて保険会社が入る理由は、市の責任割合は100%保険会社が見てくれます。そのための保険ですから。ただし、訴訟に勝てばいいんですけども、仮に保護者にも責任があると判決が出た場合も想定されますので、保護者の責任割合についてもまた協議していただく必要があるので保険会社の方にも入っていただきますが、その場では結論は出ないと思います。判決を受けて今後の対策をその場で教育委員の皆さんに共通認識を持っていただきたい。事務局も今後の対応についていくつかの案をそこで示したいと思います。ただし、その結果を受けて保護者の代表の弁護士さん、加賀市の弁護士さんを含めた協議を今後したいと思っております。控訴するまでの期間が2週間しかありませんもので、その間に何度か臨時会を開催させていただくことになるかもしれませんけども、宜しくお願ひしたいと思います。控訴するかしないかも決めたいと思います。

石橋委員長

旭教育長からもお話がありましたように、細かい内容を私も先ほど聞きましたけども、ちまちま突っついて聞いても仕方ないだろうと思います。予断を持たず、ただし、訴えられている被告側の教育委員会のメンバーだという認

識を持っていただきながら、とにかく 9 日に臨時教育委員会を開き、その段階ではその場で決定できるかどうかは別として同じステージに立っていただいて、原告をちゃんと見れるようにしないといけないと思います。そのこともあわせてお願いしたいと思います。現状認識をきちっとしていただくという意味でこの資料を配らせていただきました。これでこの報告案件について終了してよろしいですか。

全委員

異議なし。

石橋委員長

それでは、その他(1)について説明をお願いします。

■ その他(1) 計画訪問 参観のポイント (案) について

宮本次長 資料に基づき説明

旭教育長

まず、今年度は試行ということで、来年度からは学校側のここを見てほしいという要望もあるかもしれません。だから一応こんなかたちで、教育委員さんが行かれたときはコメントをさせてもらいますということを校長会等でまず言って、これを案として出す。学校側としてどうしても見てほしいものがあれば言ってもらおうとか、まずは教育委員会事務局に出してもらった方が忌憚のない意見がわかります。要するにこう言っては申し訳ないですが、学校に出すとどうしてもいいことを並べてしまう可能性がありますので、今年度はあと 3 回しかありませんが、試行してみて、来年度の計画訪問のときからは両方を出せるものを、だから学校に出すものは○×△と最後感想くらいにしたものを提示する。廊下、整理整頓はどうかとか、また消したり付け加えたりしていけばいいと思います。全国にもこんなものがないかと探しているんですが、あまり見当たらないんですね。ひょっとしたら加賀市オリジナル版かもしれません。どこの教育委員さんも学校訪問はされているんですけども、こういうことまでしていないと聞きます。だから 11 ページをたたき台にしてこういう項目を入れたらいいよというのを今後また言っていただければと思います。

宮本次長

そうしますと計画訪問も残り少ないわけですから。

旭教育長

まずこれでやればいいのかではないですか。まず教育委員会事務局に出してください。

宮本次長

あとは勅使、東谷、湖北の 3 校のみ残っております。これはあくまでも試案でございますので、よろしければこれを使って記録の参考にしていただければと思います。

石橋委員長

湖北は私ですね。

酒谷委員

あと 2 校は私です。

石橋委員長

一度やってみて、我々としても物足りない部分があるかもしれませんし、もっと書きたい部分があるかもしれません。

宮本次長

そうですね。やっていただいた後にお思いになることもあるでしょうし。そ

石橋委員長 　　れでは、もしよろしければまたお渡ししたいと思います。
はい、それではその方法で一度やってみましょう。いくらでも改善点が出てくるとは思いますけど、それはそのときに。続きまして、その他(2)について説明をお願いします。

■ その他(2) 行政評価「公開外部評価」(教育委員会関係)について
梶谷課長 資料に基づき説明

石橋委員長 公開外部評価にかけてもらう事業に関しては誰が選ぶのですか。
梶谷課長 基本的には外部評価委員の方と、外部評価の事務局で協議します。ある程度案を出して、それを基にしながら外部評価委員の方と調整してこういう事業も入れてほしいというのを取り入れて評価します。

石橋委員長 基本的には委員会にある部局が推薦をし、これをやってほしいというかたちで、それについて外部評価委員さんとお話をした上でやるんですか。

梶谷課長 委員会はなかったですね。行政評価の担当部署の方で選ぶということがございます。

石橋委員長 他になければ、その他(3) について説明をお願いします。

■ その他(3) 石川県九谷焼美術館開館 10 周年記念特別展 I「雪古九谷」について
中矢次長 資料に基づき説明

梶谷課長 次回ですけども、臨時会ということで9日に開催させていただきます。

石橋委員長 時間は何時からですか。

掛山局長 3時半です。

梶谷課長 場所を決めまして、すぐに通知をお出しします。

宮本次長 一つだけご報告ですけども、第56回日本学生科学賞という科学作品展を讀賣新聞社が毎年されていて、昨年は石川県知事賞をいただいたんですけども、今年は石川県教育委員会賞を昨年と同じ東和中学校の生徒さんが受賞されました。2年連続で東和中学校の生徒が受賞したということです。

小林委員 科学クラブというものがあるのですか。

宮本次長 残念ですけども、現在科学クラブがあるのは東和中学校だけです。昔は錦城中学校にもあったのですが、文化部に入る生徒が非常に少ないんです。

中矢次長 もう一件だけよろしいですか。最後に報告ですが、11月3日文化の日の午後4時からHAB北陸朝日放送で、「古九谷の謎」というタイトルの30分番組が放映されます。ナビゲーターは中島誠之助先生で、私どもが作るDVDとは基本的には編集が違います。ナビゲーターは一緒ですけども、番組として再現したものです。私どもが今編集してもらって作るのは、15分から20分弱のDVDですけども、それを30分でいろんな方のインタビューなんかも入る豪華

版で、11月3日夕方4時からですのでお時間がある方はぜひご覧下さい。それから全国放送ということにもなりました。BS朝日で11月25日の日曜日午後3時からで、これも同じく30分番組です。

小林委員 　同じ内容ですか。

中矢次長 　全く同じ内容です。

これはやはりDVDを作っていただくのがきっかけで放送されるのですか。

中矢次長 　そうです。皆さん方に選んでいただいた企画書の中で、このHABだけが番組を別途、これを基にして作るという付加価値があったんです。他のビデオ制作会社はビデオを作るだけなのですが、HABはさすが北陸朝日放送なので番組を別途作って応援しますよということがあったので、皆さんの点数が非常に高かったんです。それが11月3日になるということです。

石橋委員長 　それではこれで全ての案件が終了いたしました。これをもちまして第11回教育委員会定例会を終了させていただきます。

以上、会議の顛末を記載し、会議録を作成する。